事業報告

平成28年度電子マニフェスト普及促進の取組み

▶▶▶情報処理センター

1. 電子マニフェスト普及状況

平成25年5月に閣議決定された第三次循環型社会形成推進基本計画において、電子マニフェストの電子率（利用割合）を平成28年度において50％に拡大することが目標に掲げられ、また、同年10月には、環境省においてこの目標を達成するためのロードマップが策定された。

JWセンターでは、ロードマップに基づき、普及をさらに加速させるため、種々の普及方策を展開しているが、これらを着実に実施するため電子マニフェスト事業中期計画（平成27年3月）を策定し一層の普及拡大に取り組んでいる。

電子マニフェストの加入者数は年々増加し、平成28年3月末では13万8千社を超える見込みである。また、年間登録件数も毎年増加を続けており、平成27年度の年間登録件数は約2,125万件を見込み、年間の電子化率は43％となる（表1参照）。

国の目標である平成28年度電子化率50％（登録件数2,500万件）達成は予断を許さない状況であり、平成28年度は一層の普及拡大を図るため、以下の普及促進キャンペーンや地方公共団体、（公社）全国産業廃棄物連合会及び各都道府県産業廃棄物協会等関係業界団体と連携して普及促進を強化することとしている。

表1　電子マニフェストの加入者数と年間登録件数

区分／年度	加入者数							マニフェスト年間登録件数（件）	年間電子化率（％）
	排出事業者				収集運搬業者	処分業者	合計		
	A料金	B料金	C料金（団体料金）	計					
平成24年度	3,027	12,241	55,524	70,792	11,720	6,503	89,015	15,056,116	30%
25	3,161	13,487	74,209	90,857	13,005	6,998	110,860	17,460,912	35%
26	3,348	15,102	81,687	100,137	14,210	7,398	121,745	19,293,458	39%
27（見込み）	3,550	16,800	95,000	115,350	15,500	7,800	138,650	21,250,000	43%

2. 新規団体加入（C料金）電子マニフェスト使用料無料キャンペーンの実施

（1）キャンペーン実施の背景

団体加入料金（C料金）は、以下の条件を満たすことで、各加入者が基本料金を負担することなく使用料（32.4円/件）のみで電子マニフェストを利用できる料金体系（表2参照）である。

① 排出事業者の加入者数が30加入以上であること。
② 利用代表者を指定すること。
③ 利用代表者は、団体加入をした個々の排出事業者の利用料金を代行して支払うこと。
④ 情報処理センターからの運営上のお知らせ等は、原則として利用代表者に連絡するものとし、利用代表者より団体加入をした個々の加入者に伝達すること。

これまで、郡市医師会等が利用代表者となり病院・診療所がまとまって加入するなど、年間マニフェスト登録件数が数十件と少ない排出事業者が電子マニフェストを導入する方法として普及してきた。

近年では、フランチャイズチェーンでの利用が進んでおり、小売業、飲食業の電子マニフェスト利用が増えてきている。また、処理業者が利用代表者となり、顧客である排出事業者を団体で加入させて利用している例もあり、処理業者が電子化を進めるうえで有効な方法となっている（表3参照）。

そこで、平成28年4月1日以降に加入する団体加入料金（C料金）加入者の使用料を無料とするキャンペーンを実施する。

表2　電子マニフェスト利用料金（排出事業者）

（税込）

利用区分	団体加入料金 ※（C料金）	個別加入の場合の排出事業者利用料金	
		A料金	B料金
基本料 （1年間）	不要	25,920円	2,160円
使用料 （登録情報1件につき）	平成28年度 32.4円⇒　0円	10.8円	（66件まで無料） 32.4円
利用区分の目安となる年間登録件数	—	1,200件以上	1,199件まで

事業報告

平成28年度電子マニフェスト普及促進の取組み

表3　C料金排出事業者の加入・利用状況（平成28年2月現在）

排出事業者の業種	主な排出事業者（C料金加入者）	主な委託廃棄物	主な利用代表者	C料金加入者数（H28年2月末現在）	C料金登録件数（H28年度4月～2月）
医療・福祉	病院、診療所、臨床検査センター等	感染性廃棄物等	郡市医師会 ASP事業者 処理業者	77,490	918,284
卸売業・小売業	コンビニエンスストア	廃油、廃プラ	フランチャイズ本部 ASP事業者 処理業者	7,152	80,592
	ドラックストア	廃プラ、金属くず等			
	ガソリンスタンド 自動車ディラー	廃油、エレメント 廃タイヤ等	石油商業組合 処理業者		
	タイヤ販売店	廃タイヤ	タイヤ販売メーカー		
	薬局・薬店	廃プラ 使用済み注射針等	薬剤師会		
製造業	印刷会社 機械制作所	廃酸、廃アルカリ廃油等	処理業者	2,569	41,210
学術研究、専門・技術・生活関連サービス業	写真店	廃酸・廃アルカリ	処理業者	3,253	30,668
	動物病院	感染性廃棄物等	処理業者		
他に分類されないサービス業	自動車整備場 機械修理工場	廃油、廃タイヤ	処理業者	637	24,338
宿泊業 飲食サービス業	ファーストフード店 ファミリーレストラン ホテル	廃油、廃プラ	フランチャイズ本部 ASP事業者 処理業者	473	29,412
不動産業 物品賃貸業	テナントビル レンタル事業所	廃プラ、金属くず等	処理業者 ビル管理会社	343	16,560
建設業	建設営業所、工務店、電気・水道業者、塗装業者	廃プラ、金属くず 建設混合廃棄物等	建設業協同組合 建設会社 処理業者	212	3,823
農業	養鶏場・養豚場 個人農家	廃プラ 動物の糞尿	農業協同組合 森林組合	136	1,944
教育・学習支援	大学・専門学校	廃酸・廃アルカリ 感染性廃棄物等	処理業者	121	2,819
運輸業・郵便業	物流会社、鉄道	廃油・廃タイヤ	物流会社 処理業者	106	4,397
情報通信業	ITグループ事業所	廃プラ、金属くず等	IT企業の本社	78	2,279
公務	役場・消防組合	廃プラ、金属くず等	行政機関	49	901
金融業・保険業	銀行・証券事務所	廃プラ、金属くず等	銀行、証券会社	36	2,206
その他（電気・ガス・水道、漁業等）	—	—	—	52	998
合計				92,707	1,160,431

(2) キャンペーンの概要

実施期間	平成28年4月1日(金) ～ 平成29年3月31日(金)
対象・内容	キャンペーン期間中に新規加入したC料金(団体加入料金)の使用料無料 【税込　32.4円/件　⇒　0円】

(3) キャンペーンを有効活用できるケース

今回のキャンペーンは、次の事業者等にメリットがあり、電子マニフェスト導入の契機として是非、活用していただきたい。

① フランチャイズチェーン店等の加入促進

フランチャイズの場合、本部(フランチャイザー)と店舗(フランチャイジー)が異なる法人であると、店舗それぞれでの加入が必要となるため利用が進んでいなかった。

本部が利用代表者となり30以上の店舗(法人)をまとめて加入させることで、各店舗のマニフェストに関するコンプライアンスを高め、行政報告等の事務を軽減することができる。

② 処理業者の働きかけにより取引先の排出事業者の電子化を促進

処理業者の電子化の問題点として、排出事業者が電子マニフェストに対応しないと紙マニフェストと電子マニフェストの二重管理を強いられ、電子化のメリットを十分に享受できないことが挙げられている。

そこで、処理業者の働きかけにより、排出事業者に電子化を勧めることで、自社の電子化率を向上させて事務の効率化を図ることができる。

③ 複数の事業場を持つ法人やグループ企業の加入促進

単一の法人であれば、複数の事業場を有していても一加入で電子マニフェストを利用することができる。ただし、事業場ごとに加入することも可能であるため、30以上の事業場があれば本社が利用代表者となり各排出事業場の加入を取りまとめて利用することができる。

また、グループ内企業30社以上が、まとまって導入する契機として活用することができる。

3. 全国的な電子マニフェスト導入説明会の開催

平成27年度は、環境省、地方公共団体、(公社)全国産業廃棄物連合会等の関係業界団体と連携して、下記の電子マニフェスト導入説明会を全国各地で約400回実施した。

平成28年度は、平成27年度を上回る回数の導入説明会を実施する計画である。

(1) 導入実務研修会

電子マニフェストの仕組みと導入のメリットの説明、紙マニフェストから電子マニフェストへの円滑な移行方法や業界別の具体的な運用方法等を重点とした研修会。

(2) 操作体験セミナー

インターネットに接続されたパソコンで、電子マニフェストのデモシステムを利用した操作体験を行い、操作性や電子マニフェスト利用のメリットを体験してもらうためのセミナー。

(3) 個別導入相談会

電子マニフェストの導入に関する運用方法などの疑問点や質問に、相談員が個別に対応する相談会。

(4) 適正処理研修会等を活用して説明会

都道府県等が主催する産業廃棄物適正処理研修会を活用して、電子マニフェストに関する説明を実施。

【平成27年度導入説明会の実施状況】

- 導入実務研修会　：77回
- 操作体験セミナー　：194回
- 個別導入相談会　：32回
- 適正処理研修会等を活用した説明　：102回

計405回

事業報告

平成28年度電子マニフェスト普及促進の取組み

4. 利便性向上のためのシステム機能強化等

(1) スマートフォン・タブレットの機能強化

電子マニフェストシステムの安定した稼働を確保とともに加入者の利便性を向上するため、近年、普及しているスマートフォンやタブレットに対応するシステム開発を2カ年に渡って実施しており、平成26年度はスマートフォン等による電子マニフェストの基本操作である登録、報告機能等を構築した。2年目となる平成27年度はスマートフォン等による電子マニフェストの検索、修正機能を構築し、平成28年6月に提供を開始する予定である。

(2) 広域認定制度に係る廃棄物や一般廃棄物等への電子マニフェストの活用

広域認定制度を利用して廃棄物の運搬・処分を行う場合には、その廃棄物を管理するための管理票等を作成することとされ、電子マニフェストの活用により、排出から最終処分までの一連の処理工程を管理することが奨励されている（「広域認定制度申請の手引き」：環境省廃棄物・リサイクル対策部　平成26年3月）。

このような場合に電子マニフェストを活用するためには、次の方法により、電子マニフェスト登録等状況報告（行政報告）から除外する必要がある。

これにより行政報告が必要な産業廃棄物と行政報告が不要な広域認定制度に係る廃棄物に加え、再生利用認定制度に係る廃棄物、一般廃棄物であっても、電子マニフェストで一元管理できるようになっている。

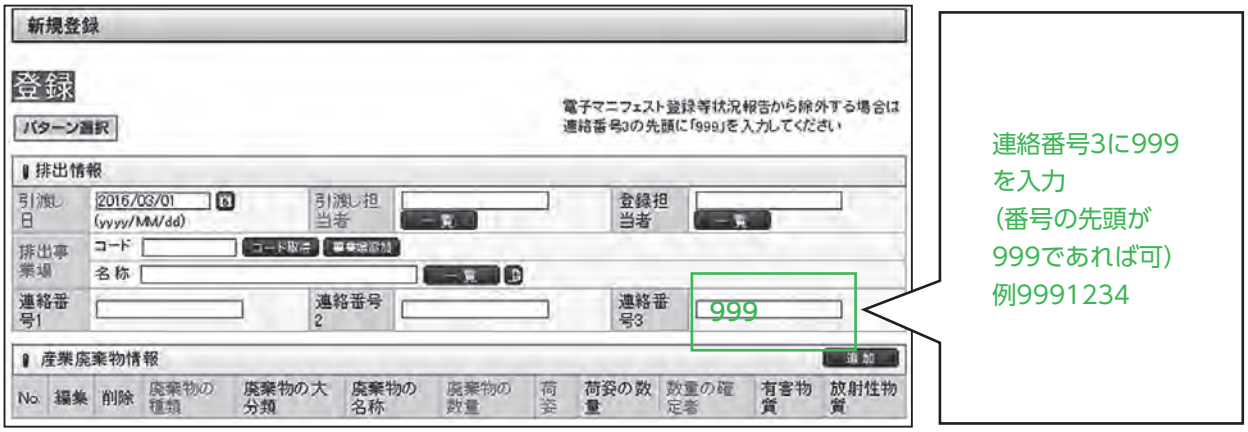


図1　電子マニフェスト登録等状況報告（行政報告）から除外する登録方法